

合理的配慮、個別の入学資格審査について、入学金・学費等

障がい等のある受験生への合理的配慮について

本学では、障がい等のある受験希望者からの入学試験における合理的配慮に関する相談を常時受け付けております。相談の内容によっては対応に時間を要することがありますので、出願を希望する試験の出願期間1か月前までに入学センターまで電話で申し出てください（入学センター：0742-41-9502）。また、不慮の事故等の場合もできるだけ早めにご相談ください。

配慮申請の際は、医師の診断書と本学所定の配慮申請用紙（奈良大学入学試験 受験上の配慮申請書）の提出が必要になります。併せて、修学上の合理的配慮に関する相談も別途受け付けております（担当＝学生相談室：0742-41-9553）。

高等学校と同等と認める学校について

本学の入学試験において高等学校と同等と認める学校は、以下のとおりとします。

1. 高等専門学校（3年次修了）
2. 特別支援学校の高等部
3. 文部科学大臣の指定する専修学校・外国人学校・在外教育施設の高等学校に相当する課程

これら以外の学校の生徒ならびに卒業生については、本学の行う個別の入学資格審査を受けてください。個別の入学資格審査で入学資格を認められた者は、出願要件のうち出身学校に関する項目は免除されます。

個別の入学資格審査

個々人の学修歴の状況によって、奈良大学入試ガイドならびに学生募集要項に記載された各入試の出願要件を満たすか判断が難しくなることがあります。そのような場合は、入学試験への出願に先立ち、個別の入学資格審査を受けることが求められます。この審査で出願可と判定された場合は、その入学試験に出願することが認められます。

実際に個別の入学資格審査が必要とされるのは、以下のような状況が考えられます。

- ・専修学校の高等課程を卒業したが、その卒業校が文部科学省の指定を受けているかどうかははっきりしない。
- ・インターナショナルスクールや在外教育施設を卒業したが、その卒業校が文部科学省の指定を受けているかわからない。
- ・高等学校を卒業してから年数がたった、卒業校が閉鎖になったなど、卒業を証明する書類が発行されない。
- ・外国の学校で転校を行ったために、修学年数の数え方がわからなくなっている。
- ・出身国の正規の学校教育が12年に満たない、外国で試験等によって大学入学資格を取得したなど。
- ・外国の学校を卒業したが、卒業証明書の翻訳を承認する公的機関がない。
 - * 日本語学校が行なった翻訳も、出身国の公的機関による承認が必要です。
- ・高等学校の専攻科や専修学校の専門課程を卒業して本学の編入学試験を受験する。
- ・外国の大学を卒業し得た学位が日本の「学士」に相当するかわからない（大学院を受験する場合）。

その他、個別の入学資格審査が必要かどうか迷う場合は、入学センター（電話：0742-41-9502、メール：nyuugaku@aogaki.nara-u.ac.jp）へお問い合わせください。

なお、入学試験ごとの個別の入学資格審査の申請受付期間は以下のとおりです。

総合型選抜

AO入試 第1回	7月19日～ 8月 5日
AO入試 第2回（A・Bとも）	10月11日～10月27日
AO入試 第3回	1月15日～ 1月31日
外国人留学生入試	8月23日～ 9月 8日
奈良大学校友特別推薦	9月 3日～ 9月19日
社会人入試	9月 3日～ 9月19日

学校推薦型選抜

課題提示型小論文・基礎学力A・基礎学力B	9月 3日～ 9月19日
専門高校・専門学科・総合学科対象入試	9月 3日～ 9月19日

一般選抜

前期A日程	11月19日～12月 5日
前期B日程	11月19日～12月 5日
中期日程	11月19日～12月 5日
後期日程	1月15日～ 1月31日
大学入学共通テスト利用入試A日程	11月19日～12月 5日
大学入学共通テスト利用入試B日程	12月27日～ 1月10日
大学入学共通テスト利用入試C日程	1月15日～ 1月31日
編入学試験	
編入学試験	9月 3日～ 9月19日
社会人編入学試験	9月 3日～ 9月19日